

第 21 号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

平成 29 年 6 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

和 解 の 相 手 方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事 故 発 生 場 所
阿波市ほか在住 2名	32,227,544 ^円	平成27年 8 月22日	阿波市地内

提案理由

損害賠償の額の決定及び和解について，地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。